

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成28年8月30日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂くすのき中・北地区建築協定

2 申請者の氏名

緒方 伸好

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町四丁目24番地の1，24番地の2，24番地の4から24番地の6まで，25番地の2から25番地の4まで，26番地の1から26番地の3まで，27番地の1から27番地の4まで，27番地の7から27番地の10まで，28番地の3から28番地の6まで及び29番地の2から29番地の22まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町四丁目24番地の3，25番地の1，26番地の4，27番地の5，27番地の6，28番地の1，28番地の2，28番地の7及び28番地の8

5 建築協定の事項

建築物の敷地，位置，構造，用途，形態，意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成28年8月30日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし，正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)